

氏名(本籍) 遠藤 舞 (徳島県)
学位の種類 博士(歯学)
学位記番号 甲 第296号
学位授与日 2014年3月22日
学位授与の要件 博士の学位論文提出者(学位規程第11条第1項該当者)
学位論文題目 垂直顎間距離決定の基準下顎位に関する研究
—咬合支持喪失状態が[n]持続発音位に及ぼす影響—
論文審査委員 (主査)教授 大川 周治
(副査)教授 安井 利一
(副査)教授 藤澤 政紀
(副査)教授 村本 和世

論文内容の要旨

補綴歯科治療において垂直顎間距離を的確かつ適正に決定することは、顎口腔領域における機能を正常に保つ上で、極めて重要である。従来の発音位を利用した方法は調音時間が極めて短く、臨床応用上難点を有していた。これに対して、山本らは健常有歯顎者において、大森らは全部床義歯装着者において[n]持続発音時の下顎位(以下、[n]持続発音位)を計測した結果、発音開始位を下顎安静位および咬頭嵌合位のいずれにした場合においても[n]持続発音位は咬頭嵌合位に近接するとともに、安定性の高い発音位であることを報告した。また、松川らは健常有歯顎者および全部床義歯装着者において、咬合床口蓋部の厚さが5.0mm以下であれば[n]持続発音位に影響を及ぼさないことに加え、[n]持続発音位を応用した垂直顎間関係記録法についても併せて報告した。しかし、[n]持続発音位に関しては不明な点が残されており、特に咬合支持喪失状態が[n]持続発音位に及ぼす影響、および[n]持続発音位の経時的な安定性は明らかにされていない。本研究では、部分歯列欠損患者(Eichner分類; B3, B4, C1, C2)を対象として、咬合支持の喪失が[n]持続発音位に及ぼす影響について検討するとともに、[n]持続発音位を応用して新製した有床義歯装着者における[n]持続発音位の経時的変化についても併せて検討した。

実験1として、部分歯列欠損患者22名および健常有歯顎者20名(コントロール群)を対象に咬合支持の喪失が[n]持続発音位に及ぼす影響について検討した。実験2として、咬合支持を喪失した部分歯列欠損者3名を対象に、[n]持続発音位を応用して新製した有床義歯装着者における[n]持続発音位の経時的変化について検討した。その結果、以下の結論を得た。

1. 咬頭嵌合位を発音開始位とした場合の、[n]持続発音位における垂直的開口距離(以下、[n]空隙)は、コントロール群、B3群、B4群、C1群、C2群のいずれの群間においても有意差は認められなかった。
 2. 下顎安静位を発音開始位とした場合の[n]空隙は、コントロール群、B3群、B4群、C1群、C2群のいずれの群間においても有意差は認められなかった。
 3. コントロール群、B3群、B4群、C1群、C2群の各群における、2種類の発音開始位(咬頭嵌合位と下顎安静位)間での[n]空隙の有意差は認められなかった。
 4. [n]持続発音位を応用して新製した有床義歯装着者(Eichner分類C2)における[n]空隙は、義歯装着後6か月までの間において、咬合採得時とほぼ同一の値を示すとともに、有意な値の変化は認められなかった。
- 以上より、[n]持続発音位は垂直顎間距離決定における基準下顎位として有用となることが示唆された。

論文審査および試験結果の要旨

本論文は、咬合支持喪失状態が[n]持続発音位に及ぼす影響、および[n]持続発音位を応用して新製した有床義歯装着者における[n]持続発音位の経時的変化について検討したものである。その結果、[n]持続発音位は垂直顎間距離決定における基準下顎位として有用となる可能性が示唆され、臨床上有意義な知見を提供しているものと判断できた。

明海大学大学院歯学研究科 遠藤 舞に対する最終試験は、2013年11月28日、主査 大川周治教授、副査 安井利一教授、藤澤政紀教授、村本和世教授の4名により、主論文の内容および専攻学術に関し、口頭試問をもって実施した。その結果、合格と認めた。また遠藤 舞の語学試験は、大学院入学試験時の外国語試験の結果をもって合格とした。

よって、申請者 遠藤 舞の本論文は、博士(歯学)の学位論文に値するものであり、遠藤 舞は博士(歯学)の学位を授与されるに値するものと判定した。